紹介状を お持ちで ない方へ

初診時選定療養費・再診時選定療養費料金改定のお知らせ

令和4年 10月1日より

令和4年度診療報酬改定に伴い、初診時選定療養費及び 再診時選定療養費の料金改定をします。何卒、ご了承ください。

初診時

令和4年9月末まで

令和4年10月1日から

医科 5,500円(税込)

医科 7,700円(税込)

歯科 5,500円(税込)

歯科 5.500円(税込)

初診時選定療養費とは…「紹介状なし」で受診された場合、診療費とは別にご負担いただく費用です。

複数科受診される場合あるいは当院受診中の患者様が他の診療科を受診される場合には、それぞれの診療科に紹介状が必要です。

(但し、医師より院内紹介をされ、他の診療科を受診する場合は対象外です。)

再診時選定療養費

令和4年9月末まで

令和4年10月1日から

医科 2,750円(税込)

医科 3,300円(税込)

歯科 2,750円(税込)

歯科 2,090円(税込)

再診時選定療養費とは… 他の医療機関に文書による紹介を行う旨の説明を受けたにもかかわらず、当該診療科へ受診を継続される場合、診療費とは別にご負担いただく費用です。

(当院の他の診療科を受診継続中の場合でも、紹介を受けた診療科を受診される場合には再診時選定療養費がかかります。)

初診時選定療養費及び再診時選定療養費の徴収対象とならない場合

- ●紹介状をお持ちの方
- ●当院の他の診療科から院内紹介をされて受診する場合
- ●特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けて受診する場合
- ●救急医療を必要とされる方
- ●特定の障害等による公費負担医療制度の受給対象の方 等



